

令和7年度 第3回山元町総合教育会議 議事録

- 1 開催日時 令和8年2月18日(火) 午前10時00分から午前11時30分
- 2 開催場所 山元町役場1階 第1会議室
- 3 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり
- 4 概要 以下のとおり
 - (1) 開会
 - (2) 開会の挨拶
 - (3) 議題
 - ①山元町立小学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
資料1に基づき説明(説明者:伊藤和重教育総務課長)
 - (4) その他
 - (5) 閉会

【司会】(伊藤 教育総務課長)

定刻前ではございますが、皆様おそろいになりましたので、ただいまから令和7年度第3回山元町総合教育会議を開会いたします。開会に当たりまして、橋元町長よりご挨拶を頂戴いたします。よろしくお願いいたします。

【橋元 町長】

皆様、おはようございます。本日は御多忙のところ、総合協育会議へ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、教育委員の皆様におかれましては、日頃より本町の教育活動へ御尽力いただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、本町をとりまく情勢をみますと、人口減少・少子高齢化が進み、教育環境への影響が大きく及ぼす課題が出ております。一方で復興事業の歩みや子育て支援の充実など、町の将来を見据えた取組を進めているところであります。こうした中、教育は山元町の将来を支える重要な基盤であり、その教育を現場で支えているのが日々子供と向き合っている教職員であります。近年、教育内容の高度・多様化、家庭や子どもを取り巻く課題も複雑化しており、教職員の業務負担は増大していることが大きな課題と認識しております。この点に関しまして、教職員の給特法の枠組みの基で、時間外勤務の在り方や働き方改革の推進が全国的な課題となっております。本町におきましても、法制度を踏まえ、働きやすい環境整備は学びの質向上につながると考えております。そのためには、学校現場の実情を丁寧に把握しながら、業務の適正化や新体制等の充実を図るとともに、町と教育委員会が課題意識を共有し連携して取り組む

ことが不可欠であります。本日は教育現場を取り巻く現状や今後の対応について、給特法の趣旨を踏まえながら忌憚のないご意見をいただきたいと思いますと考えております。よろしく申し上げます。本日の協議が本町教育環境の改善と子供たちの健やかな成長へ繋がることを願ひまして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

【司会】(伊藤 教育総務課長)

ありがとうございました。それでは、次第に基づき会議を進めさせていただきます。会議の議長については、要綱第4条の規定に基づきまして、橋元町長にお願ひいたします。

－以下議事－

【議長】(橋元町長)

それでは、議長を務めてさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

早速ですが、次第に沿って進めさせていただきます。

議題(1) 山元町立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について事務局から説明をお願ひいたします。

【事務局】(伊藤教育総務課長) 資料

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正と業務量管理・健康確保措置実施計画について。特別措置法が給特法となります。

1 法改正の背景と概要。(1) 教員の長時間勤務が依然深刻で、全国的に働き方改革が喫緊の課題となっている。(2) 令和7年の給特法改正が行われた。これまで国としても働き方改革等を行ってきましたが、依然として改善がされていない状況である。特に中学校を中心に稼働率が高い状況が続いているということを指摘されている。こうした状況を踏まえ、令和7年に法改正が行われた。従来の取組に加え、ア教員の健康を守る法的枠組みの強化。イ在校等時間の上限の明確化。ウ教育委員会における業務量管理・健康確保措置の制度化を盛り込んでいる。特に重要なのが、教育委員会に対して、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表・年次報告が法的義務化となったということです。努力義務ではなく法律上必ず行わなければならないと明記された義務化となっております。

次に、改正の主要ポイントとしまして、(1) 給特法に業務量管理・健康確保措置(第8条)を新設。内容として、教育委員会は必ず「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、公表し、年度ごとに総合教育会議へ報告する義務が生じた。(2) 同時に、関連省令・規則も改正され、在校等時間の上限、計測方法、健康面談の義務等が明確化された。

2 文部科学省が示す「指針(改正)」のポイント。

◆指針の目的として、教員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立、子どもたちへの教育の質を確保する。国・教育委員会・学校・地域・保護者など、すべての関係機関で教育を支える体制をつくる。

◆指針の主な改正点（重要部分の抜粋）になります。

(1) 在校時間等と上限時間の明確化。国の指針の中身となります。

ア月45時間以内、年360時間以内が原則上限。

イ実態把握は客観的手法（ICT・タイムカード等）で実施。

ウ月80時間を超える場合は、医師の面談指導を義務化。

(2) 教員の業務の「3分類」。教員が担う業務を以下に整理し、負担軽減の判断基準とする枠組みを提示ということになります。

ア学校以外が担うべき業務。

イ教員以外が積極的に担うべき業務。

ウ教員の業務だが負担軽減すべき業務。

以上のように割振りしている。

(3) 教育委員会が必ず講じる措置。

ア在校時間の把握・改善。

イ分掌見直し、事務分担の合理化。

ウ学校の組織マネジメントへの支援。

エ研修・出張・行事の見直し。

オ学校評価の整合性保持。

カ地域連携・保護者協力体制の構築。

(4) 実施計画に盛り込むべき事項（指針第2章）。具体的には以下の通りとなる。

ア目標。イ施策内容。ウ実施方法。エ進捗管理。オ公表方法。

3 教育委員会が策定する「業務量管理・健康確保措置実施計画の概要」

◆計画の趣旨(1)につきましては、先ほどの国の指針と同じような内容になりますので省略させていただきます。

(2) 「業務の精選」「DX推進」「外部人材活用」を柱に、本来業務（授業改善・児童生徒理解）に時間を振り向ける。

◆本町の勤務実態（課題）

(1) 月平均在校等時間になります。

ア小学校が約40時間。中学校が約55時間。国基準45時間を上回り固定化されているところが課題。

イ年休取得状況。小学校が14日。中学校が9日。中学校が低水準である。

ウ高ストレス者。

平均12%前後ということになり、こちら計画にも載せております。

3 ページです。ストレスチェックにおける高ストレス者の割合の推移。令和3年度から令和6年度の内容から平均を出しております。人数としては10名弱となります。エ中学校で長時間勤務が特に深刻となっております。本町において、勤務負担の二極

化・固定化が顕著であり、改善が急務である。

4 本町が設定する目標値（国の基準に準拠）

◆在校等時間に関する目標

(1) 在校等時間 4 5 時間以内の教員割合を計画期間中に 1 0 0 % へ。計画期間は令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの、5 年間です。

(2) 月平均在校等時間を令和 1 1 年度までに 3 0 時間程度へ

(3) 1 年間の在校時間 3 6 0 時間以内を令和 1 1 年度までに達成する。

◆働きがい・心身の健康に関する目標

(1) 年休取得を 1 5 日以上。

(2) 高ストレス者の割合を 1 0 % 以下。

(3) 健康リスク値は前後期とも 8 0 以下。これらは国が提示する水準と整合する内容となっております。

5 実施計画に盛り込む施策（案）

◆業務の精選（「3 分類」に基づく見直し）

(1) 通学路見守り等の地域移行、放課後の校外見回りは警察・地域へ。

(2) 行事・会議の軽量化・統合。

(3) 学校徴収金の標準化・集金の一元化（R12 導入可否検討）。山一小が現金対応のため検討。少人数のため、口座振替が難しい状況。

(4) 校内清掃・休み時間対応・HP 更新の分担見直し。

◆教員以外が担う業務の拡充（外部人材活用）

(1) ICT 支援員計画配置（現在 2 名配置）。

(2) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用と校内ケース会議への 1 0 0 % 参加。スクールカウンセラーは県から派遣。スクールソーシャルワーカーにつきましては、4 月から拠点型・巡回型をうまく運用できればというところで体制を見直しております。

(3) コーチングスタッフの配置、部活動の地域移行・連携。部活動地域移行につきましては、方針を固めながら外部指導者の配置等を進めております。コーチングスタッフというところでは、生涯学習課の浅川先生が担当されるのかと思われます。

◆事務・校務の DX 化

(1) 連絡・文書・決裁・共有のデジタル化。

(2) 学校業務 DX チェックリスト自己採点の達成率 6 0 % へ（現行 38%弱）。

(3) 成績処理の自動化、帳票の削減。令和 8 年度から自動採点システム導入を予算化、本議会へ提案。

◆教育課程・日課表の見直し

(1) 標準時間を大きく超えるカリキュラムの是正。

(2) 年度当初の準備負担軽減。

(3) 週当たり授業数の平準化。

◆健康確保措置

(1)月80時間超で医師面接を義務化。

(2)勤務時間インターバル11時間の確保。

退庁から翌日勤務するまで11時間。インターバルが取れていないということから、11時間の確保ということです。

(3)ストレスチェック100%実施、結果を職場環境改善に反映。

(4)年休まとめ取り(10日程度)。

(5)月4回以上の定時退勤日。

4回というと週1回、定時退勤する日を設定しなければならない。町内小中学校、共通で行うということになります。

6進捗管理・公表・総合教育会議での扱い

◆年度ごとの義務

(1)在校等時間の実績を把握し、ホームページで公表。法的義務。

(2)総合教育会議への年次報告。法的義務。

(3)課題がある場合、学校長との面談・改善指導を教育委員会が実施。

(4)本計画は毎年度末に進捗評価を行い、必要に応じて計画を見直し。

計画の見直しについては教育委員会定例会に諮るようになります。

◆総合教育会議の役割

(1)計画の進捗を確認し、町全体で教員の働き方改革を進めるための協議の場。

(2)保護者・地域への周知の在り方も協議。学校運営審議会へも知らせていくようになる。

(3)必要に応じて庁内部局（総務・福祉・子育て等）との連携を提言。こちらを施策として盛り込むようになります。

計画につきましては、案として令和8年3月山元町教育委員会として、計画を立てていくようになります。山元町立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の方になります。

1 計画の趣旨・現状。現状の数値と課題をあげております。

2 目標。現況値と目標値となっております。

3 計画の期間、期間として令和8年4月1日から（令和8年度）令和13年3月31日（令和12年度）5年間。毎年度末、進捗評価を行い必要に応じて見直しを行う。春先の総合教育会議で進捗等を報告し、見直し等のご意見をいただき、定例会等へ諮っていくようになります。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容。先程、ご説明いたしました内容となります。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて。

(1)町のホームページで公表する。定例会、総合教育会議への報告。

(2)時間外在校等時間の目標達成状況は、勤怠システム等で把握。その他の目標はストレスチェック結果等で把握。

(3)教育委員会は各学校の状況を確認し、課題が見られる場合は聞き取り・指導等を実施。長時間勤務者がいる学校には、個別の支援・指導を年度中に実施。

(4)本計画の周知を徹底する。学校運営協議会等での協議を踏まえ、管理職のリーダーシップのもと取組を推進する。教職員についてはスケジュール管理をする中で、管理職がマネジメントを行うことでこの計画が進む。

(5)保護者・地域の理解促進のため、首長部局と連携して「業務の3分類」をはじめとする内容の周知を行い、具体項目の協力を得る。先程、施策の部分をご説明いたしましたが、そういった内容に触れてくるということになります。最後に「学校と教師の業務の3分類」、19項目あります。こちらを参考に計画等を作成しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上となります。

【議長】(橋元 町長)

事務局から教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について説明がありました。令和7年度に給特法の改正により、教育委員会で業務量管理・健康確保措置計画が義務化されたということでした。町内の小中学校の勤務状況としては、在校時間、年休取得が低い、高ストレス者の割合が高いという課題があり、解決するために国の基準に整合した目標を定めるとありました。

また、総合教育会議の場での計画の進捗の確認等の役割があります。先生方を守るということで、規則を厳格化された。先生方も大変な思いをして子供たちを見ていただいている。ご説明があったような形で計画を作成し進めていくということです。

このことにつきまして、皆さんの方から何かご確認ご意見あればお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。何かございませんでしょうか。

【教育委員】(大内 悦夫)

基本的なことですが、在校時間とは勤務のスタートから帰るまでですか。

【事務局】(伊藤 教育総務課長)

大内委員のおっしゃる通りで、学校に行って帰るまでとなります。

【教育委員】(大内 悦夫)

1日8時間として週40時間。時間外をさせるなということですか。ここにある月45時間以内というのは、勤務を含めて45時間以内ということですね。

【教育委員】(菅野 正彦)

今、大内委員が話されたのは正式な勤務時間です。その他に月45時間ということですので、1日あたり1時間30分ぐらい、いい。その位の範囲内で納めて下さいということですね。

【教育委員】（大内 悦夫）

在校時間とあるので、全部含めての在校時間だと思いました。

【議長】（橋元 町長）

残業時間のということですよ。

【教育委員】（菅野 正彦）

そうです。例えば8時30分スタートとなっても、子どもたちは7時過ぎには登校して来ます。7時30分に学校を開けるとなると、教員が対応するようになる。そうすると7時30分から8時30分で1時間、プラスになる。4時45分に勤務が終わりますが、片付け等で5時30分に終われば、そこもまたプラスになります。

また、中学校を見ると、部活動があります。部活動を4時45分までやって、そこから明日の準備をするとなると、どうしたら良いのかという問題が出ています。そういったことから部活動移行が進められています。

【教育委員】（大内 委員）

月45時間以内というのは、勤務時間外のことですよ。ただ勤務時間外と記載がないので質問をしました。在校時間とはあるが、時間外という説明がどこにもないので、確認でした。

【菊池 教育長】

今、ご指摘いただいた点ですが、計画の4ページ、目標(1)時間外在校等時間とあります。こちらが正式な言い方です。A3の資料で在校時間と言っているのが、勤務時間を含めての時間となっている。正式には時間外在校等時間ということです。

【教育委員】（大内 悦夫）

理解しました。

【菊池 教育長】

中学校の部活動については、菅野委員からご発言いただきましたが、地域移行・地域展開を進めるよう、学校から部活動の指導を切り離していく方針が示されています。これは大きな課題です。まずは休日の活動を地域に展開し、学校の先生方は関わらないようにするという方向性になります。国の部活動地域展開の期間は令和8年度から令和13年度までの6年間で、休日の部活動を地域へ移すと同時に、平日の放課後の部活動も地域へ移すことが求められています。

また、計画については、業務量管理・健康確保措置の計画と並行する形で進められ

ており、両者の足並みをそろえながら、徐々に中学校の部活動に教員が関わらない形にしていくこととなります。一方で、部活動の地域展開の進め方は自治体によって様々で、休日は実施しないと決めているところもあります。さらに、放課後の活動についても、教員の勤務時間内に終える運用としている自治体が既にあります。中学校で6時間授業を行い、勤務終了時刻までとすると、活動時間は1時間確保できるかどうかという状況になりますが、そこまで踏み切っている自治体もありますが、今回の計画に関しては、そこまで行わないと、中学校における時間外在校等時間の縮減は難しいのではないかと思います。

本町では現時点でそこまで至っておりませんが、その水準が求められている状況なのではないかと考えております。

【教育委員】(大内 悦夫)

在校時間のこの資料は議会にも説明するのですか。

【事務局】(伊藤 教育総務課長)

説明する機会はあると思います。ご指摘いただいた点は直します。

【議長】(橋元 町長)

在校時間のところを時間外在校等時間に表現を直すでいいですね。菅野委員からありましたように、朝早く来ることもあります。その場合は5時前には帰らないといけない。

【教育委員】(大内 委員)

余談になりますが、高校の場合は警備会社をお願いしているので、朝早く来ることがないし、施錠もお願いしている。委託しているので予算が伴いますが。

【議長】(橋元 町長)

これまでは、先生方に甘えていた部分が多かったのかなと思う。先生方もそれが当たり前と思って対応してくれていた。私のイメージだと、先生方は休み時間や空き時間があっても、子供達がいる時間は子供達と過ごす。そうすると子供達が帰った後に事務処理等をしていたと思います。そういった形ではなく、きちっと分けて、今後進めていかなければいけない。

【教育委員】(大内 悦夫)

業務負担軽減のため、例えば警備会社等と業務委託するなどの案もいいかと思います。先生方も抵抗があると思いますが、慣れてくればなんとかなる。

【菊池教育長】

関連で、自治体がどこかは忘れましたが、どこかの大きな都市で、学校を7時から空けるようにという要望があったようです。親御さんが仕事のために子供を早く送っていくのですが、先生方の勤務の関係で、学校が空いていない。そのため、子どもが待ちぼうけの状態となっているということが話題となっています。他の自治体でそのことを受けて、市全体で学校を7時に空けるようにとしたところ、先生方がそんなに早く勤務させるのかと、反発をしたということがニュースになっておりました。

このため、先生方が出来ないとなると用務員や外部の方に頼むとなった時、用務員がただ子供を見守るだけではなく、何かあった時は対応しなくてはならなくなる。

しかしながら、用務員ではそれが難しいため、そのような理由から用務員を辞めるという事態も起きている。山元町では、このような問題は起きておりませんが、一般的には問題となってきていまので、今後、勤務時間を早めるということは簡単なことではない。

【教育委員】（大内 悦夫）

将来的には小・中、各1校となりますので、警備会社へ委託する。先生方は学校が開いてから来るということ、考えの1つとしても良いと思います。

【議長】（橋元 町長）

学校が始まる前や放課後、校庭で遊んでいる子供達を誰が見る・管理するということが課題としてでてきます。

【教育委員】（大内 委員）

親になろうかと思います。

【議長】（橋元 町長）

そうなのですが、朝早く来るということは、先ほど教育長が話したように親が仕事に行くため早く来る。学校に連れて行けば学校が何とかしてくれるという親の意識があるのかと思う。警備員を頼んで学校を開けたとしても、自己管理になるのか、学校管理になるのかという問題点が出てきます。

【教育委員】（菅野 正彦）

以前、オーストラリアへ研修で行った時、ある小学校で朝に児童クラブのようなものをしていました。ある程度の時間になると教室へ送り出す。山元町でやれるかどうかはわかりませんが、体育館等で子供を受け入れ、管轄は児童クラブとして対応する。ある程度の時間になったら教室へ行くという対応もできるのかなと思いました。

【議長】（橋元 町長）

そのように出来たらいいのですが、なかなか行政としては難しいです。放課後児童クラブをやっていますが、最近では小学校が勉強するだけではなくて、子供を預かる場所となってきている。その辺を、今後、自治体がどのように考えていくかということが、大きな課題かと思う。山元町としては、放課後児童クラブも学校の再編と同時に考えていかななくてはならないということで、対応している所です。

この給特法については、子供たちをどう見ていくかということでは有りますが、先生達をどう守るかということでもあると思っています。仕組みが変わるとということで、町の方で対応しなくてはならないのですが、児童クラブと言われると難しい問題です。

【事務局】（伊藤 教育総務課長）

今、委員の皆様からご意見をいただいた中で、委託ということができました。警備委託ということは考えられるかなと思っています。学校の施設(体育館)の貸出等を、先生方がやるのではなく、委託会社へ警備をかけ尚且つ貸出もしてもらおうというやり方を何年後にやるか分からないのですが、探っていきたいと思います。

ただ、実際に児童クラブになりますと、町長が申し上げていたとおりハードルが高くなるので、委託の方から探っていきたいと思っています。

【教育委員】（大内 悦夫）

学校は、教頭が朝から遅くまでいるのが多く、一番勤務時間が長い。

【議長】（橋元 町長）

学校管理だけであれば警備会社で対応できると思いますが、子どもの管理までとなると、難しい面もあるかと思っています。先ほど説明がありましたとおり、本計画は令和8年4月1日から開始し、5年間で達成することとされています。

また、月45時間以内、年間360時間以内という上限を達成しなければなりません。先ほどの説明では、小学校は約40時間、中学校は約55時間と、特に中学校が多い状況ですが、部活動の影響が要因として想定されます。

今回、計画は(案)としてありますが、「山元町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」をこのような形で町として作成いたしましたので、今後、これに基づき取組を進めていかなければなりません。

【教育委員】（菅野 正彦）

本当に今、教員の成り手が少ない状況で、2倍を切るような状態です。出来るだけ多くの学生に教員への希望をしてほしいなと思います。学校というのはブラック企業みたいな感じに捉えられている、何でも教員がやらなければならない、勤務時間の問題、どうしても長くならざる負えないところがあります。

これは、中学校も同じですが、小学校の場合は子供達がいる間は気を張って、休憩

もなかなかとれない。一般企業であれば、お昼休みが1時間取れると思いますが、子供たちがいますので、一緒に給食を食べるので、ほとんど休めない状況です。給食の時は栄養教諭に対応してもらっても人員が足りないため、やはり誰かがいないといけない。それこそ給食時間を外部にお願いするなど、抜本的なところを考えなければならぬ。

それから校外で問題が起きた時に、ここにあるように警察に任せる。今までですと、何かあると学校に連絡が来て、教員が対応して保護者へ連絡するというようなことが通例でした。校外で問題が発生したら、警察・保護者に動いてもらうのが原則とするのがいいと思います。

また、どうしても会議が増えたり業務の処理が有ったり、あると思いますが、その部分はデジタル化・AIなどを取り入れてスムーズに対応する。保護者への対応についても、システムを決めて段階的に対応する。それ以上は専門家へ繋ぐ。引継いでその問題に対応しないようなシステムを作った方がいいと思います。教員の職場環境が良くなって、沢山の教員希望者ができるように考えていただきたいと思います。

【菊池 教育長】

今の関連で、国・県が示しているもので計画を作っていますが、そこに示したものに關して既に実施しているものが何件かあります。

先ほど菅野委員から校外での問題が起こった時の対応について、山元町では、まず学校では時間外は留守電にしておき、教員が対応しなくていい状態にしています。夜間や休日に何か起こった場合、警察対応であれば警察から保護者へ連絡がいくようになります。保護者から学校等へ連絡をする場合は、役場に連絡をするようになり、警備員から課長等へ連絡が入るようになる。そこから学校へ連絡をするようになる。何かあった場合の学校対応について、こうすべきと表記はしておりますが、既に町内ではこのような体制にしています。

【教育委員】(大内 悦夫)

多くの方が「子どもに何かあったら学校だ」という意識が強すぎている部分があって、勤務時間内外で切り分けるという意識改革が必要。

この計画について反対はありません。この通りやれるかどうかはわかりません。朝の児童クラブについてもやれるかはわかりませんが、構想に入れて、警備の委託も検討して下さい。

【議長】(橋元 町長)

他に質問・確認などありませんか。

【教育委員】（横山 真理子）

3 ページ、ストレスチェックにおける高ストレス者の割合の推移ですが、こちらは小・中学校含めての数でしょうか。

【伊藤 教育総務課長】

小・中合わせての数になります。

【教育委員】（横山 真理子）

認識不足かと思いますが、先生方のストレスもあると思いますし、学校組織全体での負担減ということに取り組むと記載されていますが、現在は先生方が相談できる機関等、学校外であるのでしょうか。

【事務局】（伊藤教育総務課長）

その部分に関しては、医師の方に調整して診断してもらうことになっております。

【教育委員】（横山 真理子）

同じ職場内で管理職への相談等は、できているのでしょうか。

また山元町の教職員同士の関係性の状況はどうなのですか。相談しやすい環境ですか。大内先生、中学校の現場を見ていてどうでしょうか。相談しやすい環境なのでしょうか。

【教育委員】（大内 悦夫）

相談できる窓口・機関などは増えたと思います。

【菊池 教育長】

若い先生方が増えてきていますが、最近では、いわゆる茶飲み話のような雰囲気です。話す機会が減り、静かに黙々と仕事をしていると聞いています。何気ない会話の中でも話題は子どもたちのことになると思いますし、子どもたちに関する話題は貴重な情報源になります。そうした情報から互いに気かけ合い、何かあった際には皆で対応できるのではないかと思います。コミュニケーションの場、いわゆる職場の空気が変わってきているという話もあります。

ただ、学校ごとに雰囲気は異なりますし、年度によっても変わりますので、校長・教頭が意識して雰囲気づくりを進めることで改善していくのではないかと思います。

【事務局】（伊藤 教育総務課長）

ストレスのことで、班長から説明いたします。

【事務局】（泉田 班長）

ただいま話題に上がりました、横山委員からご質問のあったストレスチェックの中身についてですが、教育長や菅野委員がお話しされたとおり、現場で感じていることが数値としてストレスチェック項目に表れてきています。

今回お示ししているのは、令和3年から数値を拾い上げた推移です。令和3、4年頃までは、教員がストレスと感じている割合が高かった項目は、生徒指導や保護者対応に関するものが中心でした。

しかし、ここ近年はそれらの数値が低下する一方で、上司や同僚との関係にストレスを感じる項目の数値が上昇しています。ご指摘のとおり、コミュニケーション不足なのか、あるいはコミュニケーションを避ける傾向があるのかといった点が、数値として表れていると分析できます。

【議長】（橋元 町長）

そうすると、令和3、4年より令和5、6年の方が多くなってきている。私は生徒指導や保護者対応が大変なことなのかなと思っておりましたが、そうではなく、学校内でのコミュニケーションの取り方に困っている部分もあるということなのですね。

【事務局】（泉田 班長）

ストレスチェックはあくまで、小中学校の教員全部を対象として分析されています。その中で上司関係というところにストレスを感じているという数値が、ここ2年で上昇しています。

【菊池教育長】

若い先生方の中には、皆で集まって飲んだり騒いだりといった場を避け、参加しない方が増えてきているように感じます。そのことが、先ほど申し上げたコミュニケーション不足につながっているのではないかとも思います。本町に限らず、近年の傾向として、こうした関わりが薄れてきているのではないのでしょうか。

【議長】（橋元 町長）

最近のPTA活動については詳しくありませんが、以前は、先生方に「参加してほしい」と声をかけていただくと保護者の参加も増え、逆に先生方の参加が減ると保護者の参加も減る、といったことがありました。昔といっても30年ほど前になりますが、当時は若い先生方も含め、参加してくださっていたと記憶しております。

私の経験に基づく話ではありますが、現在はどのような状況なのでしょう。震災もあり、その後のコミュニティづくりが課題となっている中で、都会のような傾向になってきたのかとも感じます。以前は、先生方が率先して「何かやりましょう」となると、皆さん参加していたように思いますが、今はそうではないということですね。

【大内 委員】

それはそれで、学校としてやるべきことはありますが、中心となって取り組む人が少なくなってきました。そうした活動を行う雰囲気自体も薄れてきているように感じます。また、個人主義の傾向や勤務時間に縛られることが、かえって逆効果になっている面もあるのかもしれませんが。民間企業のように、行った仕事が周囲に直接反映されるのであれば分かりやすいのですが、教育は将来の子どもを見定めて成果を測れるものではありません。できることを、できる範囲でやっていくしかないと思います。

【教育委員（横山 真理子）】

定例会の中でも教育長さんから、1，2年勤務された若い先生の休職が多いという報告がありました。やはり職場でのコミュニケーションということが大事になるのかと思います。孤立しないで働けることが1番です。若い人達が心を開かないというところがあるのかな。休んでいる先生がいるということで、まわりの先生に負担がかかると思うので、その辺の対策が必要なのかなと思っていました。

【議長】（橋元 町長）

他にありませんか。

【教育委員】（門間 浩泰）

時間外の関係ですが、時間外の多い先生というのは、毎日残っているからなのか、それとも土日の分も含めてなのか。その長時間勤務の原因とは何ですか。

【事務局】（伊藤 教育総務課長）

時間外については、毎日です。土日の分も含まれています。実際、部活動は時間外にはならなくて、部活動で出た分で何時間という形になります。平日の時間外となります。

【教育委員】（門間 浩泰）

平日の時間外が80時間超えるということですか。

【事務局】（伊藤 教育蘇武課長）

平日で80時間超えている方もいます。土日も含めてです。40時間となると、大体2時間ぐらいつつになります。それ以上に9時ぐらまでだと倍になってしまうので、普通に80時間を超えてしまいます。

【教育委員】（門間 浩泰）

土日の休日が部活動に取られているとなると、休日の部活動は地域に移行するとなると、その分は減るという考えになると思います。

【事務局】（伊藤 教育総務課長）

部活動だけではなくて、土日にきて自分の業務調整する人もおります。

【教育委員】（門間 浩泰）

主な内容として、地域へ移行となると、その分が減るという考えになってくるかと思えます。それ以前に特定の人だけが長時間の時間外になるというふうなところがわからない。主な原因というものが何かなと思ったところでした。

【事務局】（伊藤 教育総務課長）

80 時間超える方ですが、中学校だけではなくて、小学校にもおります。小学校には部活動があるわけではないので、やはり業務調整で毎日 4 時間以上残っていたり、土曜日出てきたり、普通に自分の生活のリズムになっている可能性も考えられます。

【教育委員】（門間 浩泰）

そこはどこでも同じだと思います。効率よくやる人とじっくりやる人というと思います。

【議長】（橋元 町長）

学校の先生は普通と違っているんで、残業手当が、毎日きちっとついているわけではない。全体で何パーセントということで決められている。自分の生活のリズムの中で、結局、サービス残業みたいになっている。

結果としては多分そういうふうな生活パターンも自分で作って可能性もある。

【教育委員】（大内 悦夫）

おそらく残業している意識はない。教職調整手当は 4%で止められている。

【議長】（橋元 町長）

業務をしてもしていなくても、4%上乘せとなるだけ。それ以上でもそれ以下でもない。

【教育委員】（門間 浩泰）

時間も上限で決まっているわけではないのですか。

【菊池 教育長】

決まっていません。

【大内 委員】

何時間、勤務しても4%です。

【教育委員】（門間 浩泰）

2時間勤務しても4時間勤務してもですか。

【教育委員】（大内 悦夫）

勤務時間終了と同時に帰っても4%です。中学校は部活動を土日4時間以上勤務すると出るのでですか。

【菊池 教育長】

土日と言いましても、2日間するのではなく、1日だけ活動していいことになっています。基本は3時間です。手当に関しては1時間970円です。

【議長】（橋元町長）

土日祭日に大会等あった時はどのような対応になりますか。

【菊池 教育長】

時間給、大会のため何時間したということになります。または休日振替となり、同時に子供たちも休日となります。

【議長】（橋元 町長）

土日とかは練習試合は出来ないのでしょうか。

【菊池 教育長】

できないわけではありません。中総体前などをハイシーズンとして活動を認め、原則として年間を通じて休日の活動は1日とし、シーズンオフは土日は実施しないという考え方です。

先ほどの教職調整額に関してですが、中学校は4%が必ず付きます。この4%は、昭和時代の平均的な時間外勤務を踏まえ、月10時間程度の残業に相当するものとして、これまで続いてきました。昨年から一昨年にかけて給特法を見直す際にも、時間外勤務に応じて手当を支給するのか、調整額を残した上で引き上げるのかが審議されましたが、最終的には「何時間残業したから手当を支給する」のではなく、調整額を引き上げる方向で改正されました。4%は今年から毎年1%ずつ引き上げられ、最終的に10%まで引き上げる予定です。毎年1%ずつ引き上げ、2031年

までに10%とする計画とのことでした。

【事務局】（伊藤 教育総務課長）

先ほど、大内委員、菅野委員が話されたように、残業が多い役職として教頭となります。管理業務があるので、業務調整、教職員との調整、保護者とのやり取り等あります。

【菊池 教育長】

付け加えて申し上げますと、朝6時過ぎに学校へ来ている先生が小学校にいます。朝早く来て自分のペースで仕事を始め、勤務時間後にも残るとなると、1日で3～4時間の時間外となります。この件については是正していただくよう、校長に指導をお願いしているところです。ご自身の都合で勤務時間を延ばし、健康に影響が出ては本末転倒です。

【教育委員】（大内 悦夫）

警備会社へ委託することで、そういったことも防げる。

【教育委員】（菅野 正彦）

朝7時に開ける。6時に閉める。帰らなければならないとなる。

【教育委員】（門間 浩泰）

計画的には義務化されていますが、計画して達成できなかった時は、行政指導が入りますか。

【事務局】（伊藤 教育総務課長）

行政指導が入るわけではないが、公表するので、守られていないということになり、県などから指導が入る可能性があります。実際、義務化ということなので、やりなさいということ強く求められています。

【教育委員】（門間 浩泰）

100%とありますが、大まかな方向性の目標みたいなものはあるのでしょうか。

【菊池 教育長】

国・県からは、計画の策定について「3月31日までに作成し、4月1日から施行する」よう求められています。また、計画が作成されているかどうかについて調査を行い、その結果を公表する予定であると、県教委から聞いております。公表により、未策定の自治体が明らかになり、取組を促すこととなりますので、今後は目標に対する達成状況についても、その都度示されていくのではないかと思います。

【議長】（橋元 町長）

皆さんの方から、ご意見を頂きました。説明いただきましたように、先ほども言いましたが、計画が4月1日から施行されるということで、5年間という計画になります。このことについて疑問等なければ、この内容で進めさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり）

ありがとうございます。それでは、こちらの実施計画につきましては、提案された内容のとおり、やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局の方で今後のスケジュールなどあればお願いします。

【事務局】（伊藤 教育総務課長）

実施計画を取りまとめていただき、ありがとうございます。今後の進め方についてご説明いたします。

スケジュールとしては、3月27日の教育委員会に議案として提案し、可決いただいた場合は、4月1日から計画に基づき取組を開始します。あわせて、町ホームページで公表いたします。令和9年度の時間外在校等時間の状況を把握しながら、再来年度の総合教育会議に報告できるよう進めてまいります。年度末に進捗評価を行い、必要に応じて計画を見直します。見直しを行った場合は、内容が変更となりますので、改めて教育委員会定例会に議案として諮ることになります。実際の施策も随時見直しが想定されますので、変更内容をお知らせしながら進めていきたいと思っております。なお、本計画は努力義務ではなく法令に基づく義務であり、必ず策定・確認を行っていくものです。引き続き、よろしくお願いいたします。

【議長】（橋元 町長）

スケジュール等がある程度固まりましたら、資料に明記するようお願いいたします。ただいま今後のスケジュールについて説明がありましたが、何かご意見等ありますか。

今後、3月の定例会に諮り、承認をいただいた上で、4月1日から施行となることで、よろしいでしょうか。ご質問がなければ、本日いただいたご意見等を踏まえ、4月から5年間、本実施計画の実施および進捗管理を総合教育会議において行っていきたいと考えております。

今後とも、ご協力をお願いいたします。それでは、議題につきましては以上でございます。本日はありがとうございました。以上で終了し、進行を事務局にお返しします。

【司会】（伊藤和重教育総務課長）

ありがとうございました。次第に基づき、「その他」に移ります。事務局から、その他の議題はございませんが、1点、説明が漏れておりました。議会へはどのような形で周知するかについて、令和8年度の4月・5月の全員協議会において、本件の内容を説明させていただきたいと考えております。皆様から、何かございますでしょうか。なお、もう1点ございます。総合教育会議とは別件として、小・中学校の卒業式および入学式の日程についてです。令和8年度の入学式について、開始時刻に誤りがありましたので、資料に記載の来賓受付時間に合わせてお越しいたきますようお願いいたします。以上です。皆様から、何かございますでしょうか。

（「無し」の声あり）

なければ、以上をもちまして令和7年度第3回総合教育会議を閉会いたします。本日はありがとうございました。